

2015年4月22日

各 位

会社名 株式会社 テレビ東京ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 島田 昌幸
(コード番号: 9413 東証第1部)
問合せ先責任者 常務取締役 廣瀬 和彦
(Tel. 03-5473-6358)
<http://www.txhd.co.jp>

「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」を下記の通り改定することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 企業活動の健全性を確保する。

- (1) 当社グループは、放送事業を中核事業としており、公共性・社会的責務の重要性を深く認識し、企業倫理をはじめ諸法令、当社が定める諸基準・指針等を順守し、健全かつ適切な企業活動が行われるよう体制を強化する。
- (2) コンプライアンスの基準となる「テレビ東京グループ行動規範」の順守を当社グループ全ての役員・従業員に徹底する。
- (3) 法務統括局が中心となり、グループ全体のコンプライアンスに関する諸施策を推進する。
- (4) コンプライアンス推進の実効性を高めるために、定期的にグループ役員・従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
- (5) 当社グループの全従業員や取引先等が法令や行動規範の違反、あるいは違反するおそれのある行為等について通報・相談できる内部通報窓口を当社および外部に置き、グループ全体の企業活動の健全性を確保する。

2. リスク管理体制を整備・推進する。

- (1) リスク管理は、「リスク管理委員会」が中心となり、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体として行う。
- (2) 「リスク管理委員会」は、グループ各社にリスク管理責任者を置き、グループ全体のリスクを把握し、その影響を最小化するための対策構築を指示し進捗を管理する。
- (3) 万一損失の危険が発生した場合でも、速やかに緊急対策や回復措置が実行され、損失の極小化や再発防止が図れるよう体制を強化する。

3. 業務の効率化を図る。

- (1) 常勤取締役・常勤監査役を基本メンバーとした「経営会議」を原則隔週1回開催し、テレビ東京グループの経営戦略および重要な業務執行を合理的かつスピーディに審議決定する。
- (2) 取締役会は社外取締役・社外監査役が出席し、グループ全体の重要事項の合理的な意思決定を行うとともに、グループ会社の業務執行の監督を行う。
- (3) 経営の監督と業務執行の役割を明確化し、当社の取締役は経営判断・戦略策定と業務執行の監督に極力専念し、経営目標の実現を図る。

(4) 社内規程に基づく、職務分掌、職務権限および決裁ルールにより、適正かつ効率的に業務を行う。

4. 内部監査を実施する。

- ・当社に内部監査担当部署を置き、当社およびグループ会社の業務の遂行やコンプライアンス体制、リスク管理および内部統制システム等の整備・運営状況を監査する。

5. 重要な情報を保存し管理する。

- ・重要な会議の議事録、稟議書等重要な情報・書類については、法令および社内規則により保存期間等を定め保存し、適宜閲覧できるよう適切に管理する。

6. グループガバナンスを強化する。

- (1) グループ会社に対しては経営の自主自立を尊重しつつ、重要事項については、「経営管理契約」および「テレビ東京グループ会社管理規程」等により、当社取締役会や経営会議に事前承認または報告を求めるなどグループ全体のガバナンス構築に努め、当社グループの総合的な事業の発展を図る。
- (2) グループ会社社長が出席する「グループ社長会」や「グループ連絡会」を定期的で開催し、グループとしての経営方針の徹底や経営情報の共有化を図る。
- (3) グループ会社には、取締役・監査役を派遣しグループ全体のガバナンス向上に努める。

7. 監査役監査の向上を図る。

(1) 監査体制の強化

- ① 監査役監査を補助するため「監査役会事務局」を置く。
- ② 監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該事務局員の人事、懲戒等については、監査役会と事前協議を行う。

(2) 監査の実効性向上

- ① 取締役および従業員は、監査の実効性を確保するため、取締役会および監査役会で定められた監査役に報告すべき当社およびグループ会社に関する事項を適時、適切に報告する。また、当社およびグループ会社に経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が発生した場合、適時、適切に監査役に報告する。なお、当社およびグループ会社は取締役および従業員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ② 監査役会は原則として毎月開催し、併せて代表取締役と定期的に経営課題に関する意見交換会を開催する。
- ③ 常勤監査役は重要な会議に出席するとともに、内部監査担当部署や会計監査人から監査計画、監査の結果報告などを適宜聴取し、監査の実効性の向上と効率化を図る。
- ④ グループ会社の監査役が出席する「グループ監査役連絡会」を定期的で開催し、グループ情報の共有化を図る。
- ⑤ 取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。

8. 財務報告の適正を確保する。

- ・金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムをグループとして整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

以 上